官　報　告

官　庁　事　項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十八年九月二十三日　　金融庁長官　森　　信親

貸金業法第二十七条第一項第二号に掲げる事項の変更

日本貸金業協会支部所在地の変更

支部名	変更前	変更後	変更日（曜日）
山梨県支部	山梨県甲府市相生一丁目２番31号	山梨県甲府市丸の内三丁目20番７号	平成28年８月30日（火）

以上

国家試験

第12回紛争解決手続代理業務試験の実施について

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第13条の３第１項及び第13条の４の規定に基づき、第12回紛争解決手続代理業務試験を次のように実施する。

平成28年９月23日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　松本　　純

1　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

2　試験日　平成28年11月26日（土）

3　試験科目　個別労働関係紛争に関する具体的事例について、専門的解決能力及び実践的知識を問うものとする。設問の一部については、社会保険労務士の権限と倫理に関する問題を含める。

4　受験資格　社会保険労務士法第13条の３第１項に規定する研修の修了者。

5　受験手続

⑴　受験申込み　受験希望者は、紛争解決手続代理業務試験の受験申込書（以下「受験申込書」という。）に所要事項を記入し、次に掲げる書類等を添えて、受験申込先に提出すること。

ア　社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第１号。以下「則」という。）第９条の４第２項に規定する研修修了証又は則第９条の５第２項ただし書に規定する研修を修了する見込みであることを証する書面。

イ　写真

⑵　受験手数料　受験手数料は、全国社会保険労務士会連合会が指定する郵便振替の口座に15,000円を払い込むことにより納付すること。

⑶　受験申込先　全国社会保険労務士会連合会試験センター（〒103―8347　東京都中央区日本橋本石町３―２―12　社会保険労務士会館５階　電話03―6225―4882）（以下「試験センター」という。）

⑷　申込受付期間及び申込受付時間

ア　申込受付期間　平成28年９月26日（月）から10月12日（水）まで。

イ　申込受付時間　午前９時30分から午後５時30分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

なお、郵送による申込みは簡易書留郵便により送付すること。この場合、平成28年10月12日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6　受験票の送付　受験票は、受付期間経過後、試験センターから直接受験申込者に送付する。

7　合格者の発表　合格者の受験番号は、平成29年３月17日（金）の官報において公告するほか、合格者本人に合格証書を送付する。

8　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは試験センターに行うこと。

⑵　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、受験希望者は申し出ること。

⑶　受験案内、受験申込書等の請求を郵便によって行う場合には、92円（速達の場合は372円）分切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（サイズ23.5cm×12cm：長型３号）を必ず同封すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都港区赤坂二丁目17番１―1503号**株式会社ライフ**の工場財団に千葉県山武郡芝山町小池字新林934番地１芝山町小池太陽光発電所・千葉県旭市さくら台１番地31旭市さくら台太陽光発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年９月23日

千葉地方法務局匝瑳支局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成28年９月13日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成28年９月23日

横浜地方法務局長　松尾　泰三

記

氏名　小橋　　登

所属する土地家屋調査士会　神奈川県土地家屋調査士会

登録番号　神奈川第1537号

事務所の所在地　相模原市中央区淵野辺四丁目19番18号

違反行為　虚偽の調査

土地家屋調査士法人懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第43条第１号の規定に基づき、平成28年９月13日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成28年９月23日

横浜地方法務局長　松尾　泰三

記

名称　土地家屋調査士法人相模測量登記事務所

所属する土地家屋調査士会　神奈川県土地家屋調査士会

法人番号　02―0006

主たる事務所の所在地　相模原市中央区淵野辺四丁目19番18号

違反行為　虚偽の調査

国営茨城中部土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営茨城中部土地改良事業（区画整理）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成28年９月23日

農林水産大臣　山本　有二

1　縦覧に供すべき書類の名称

国営茨城中部土地改良事業計画書（区画整理）の写し

2　縦覧期間

平成28年９月26日から平成28年10月24日まで

3　縦覧場所

茨城県水戸市及び東茨城郡茨城町各事務所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年９月23日

関東地方整備局長　大西　　亘